

島根県精神科病院医療連携促進事業

■ 目的

医療観察法による治療をはじめとした先駆的な取り組みや治療技術を県内の精神科病院に波及させることにより、県全体の精神科医療の質の向上を図るとともに、病院間の更なる連携の強化を目指します。

■ 実施期間

令和2年度～令和5年度末

■ 事業内容

事業種別	A	B
対象	県内の特定の精神科病院職員 3名以上/1病院（可能な限り多職種）	県内の全精神科病院職員
会場	委託病院内	委託病院内 ※参加人数に応じて委託病院外も可
形態	実務見学、講義、ケースカンファレンス、意見交換等	
時間	半日程度（ただし、2時間以上）	
内容	①クロザピン治療 ②CVPPP（包括的暴力防止プログラム） ③治療困難事例に対する取組 ④他科・他医療機関との連携方法 ⑤外来支援の取組 ⑥退院意欲喚起に向けた取組 ⑦地域住民への理解促進に向けた取組 ⑧訪問看護の取組 ⑨地域包括ケアシステムに向けた包括的な取組 ⑩その他、県と協議の上決定した内容	
経費	対象経費	旅費、需用費（資料代等）、役務費（通信費等） 謝金（委託病院外講師）、役務費（通信費等）、会場使用料
	支払い上限額	60,000円 200,000円

■ 手続き

- 1、事業申請：** 事業を実施する病院は、島根県へ申請書（様式1）及び見積書を提出
・前期実施分（4/1～9/30）・・・前年度3/1～3/15
・後期実施分（10/1～2/15）・・・9/1～9/15
※島根県の決定を受けた後、島根県と申請した病院が委託契約を交わす
- 2、実績報告：** 実施後、委託病院は島根県に実績報告書（様式2）及び請求書を提出
- 3、経費支払：** 島根県は確認検査を行い、委託病院へ支払

■ その他

- ・事業種別Bは、年間2事業まで（前期、後期各1事業）を上限
- ・申込みが多い場合は、過去の開催状況等を加味し、島根県が委託病院を決定
- ・保健所職員（委託先病院及び受講対象病院を管轄する保健所）が同行することが望ましい